

首都圏 1都 3県の環境関連条例によるディーゼル車排出ガス規制  
 <今お使いの車で、首都圏 1都 3県で運行、または流入する車への運行規制>

首都圏 1都 3県 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)は連携して、環境関連条例によって排出ガス規制を施行しています。

排出ガス規制のうちの運行規制では、規定したPM (粒子状物質)排出基準を満たさないディーゼル車の都内または県内での運行を禁止しています。平成 15 年 10 月から運行規制が開始されていますが、初度登録から 7 年間は運行規制の適用が猶予されています。また、知事の指定した粒子状物質減少装置 (DPFまたは酸化触媒)を装着すれば運行できます。

首都圏 1都 3県内で登録して運行している車だけでなく、他道府県から流入する車についても運行規制がかかります。

首都圏 1都 3県のディーゼル車運行規制のまとめと対応方法

1. 東京都、埼玉県のディーゼル車運行規制

対象車種	適合排出ガス規制		規制内容	初度登録からの猶予期間	規制への対応方法
	適合規制の区分	識別記号			
今お使いの 東京都 (島しょ部除く)、埼玉県を運行する	昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	KC-車までの車で、初度登録から猶予期間 7 年を経過した車は平成 15 年 10 月 1 日から、東京都、埼玉県内を運行できません。	7年	初度登録から 7 年経過するまでに、次のどちらかを選択していただかなければなりません。 適合車に買換える。 -知事指定の粒子状物質減少装置を装着する。
	平成元年規制	U-			
	平成 2 年規制	W-			
	平成 6 年規制	KC-			
小型トラック 普通トラック 特種自動車  (並行輸入車も対象。初度登録時の排出ガス規制適合車とみなされます)	平成 10 年規制	KK-	<規制強化> KK-,KL-車で、初度登録から猶予期間 7 年を経過した車は平成 18 年 4 月 1 日から、東京都、埼玉県内を運行できません。	7年	平成 18 年 4 月 1 日以降、初度登録から 7 年経過するまでに、次のどちらかを選択していただかなければなりません。 適合車に買換える。 -知事指定の粒子状物質減少装置を装着する。
	平成 11 年規制	KL-			
	平成 15 年規制	KR- 他	東京都、埼玉県の PM (粒子状物質) 排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。		
	平成 16 年規制	KS- 他			
	平成 17 年規制	PDG= 他			

2. 千葉県、神奈川県のディーゼル車運行規制

対象車種	適合排出ガス規制		規制内容	初度登録からの猶予期間	規制への対応方法
	適合規制の区分	識別記号			
今お使いの 千葉県、神奈川県を運行する	昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	KC-車までの車で初度登録から猶予期間 7 年を経過した車は平成 15 年 10 月 1 日から、東京都、埼玉県内を運行できません。	7年 千葉県では、NOx・PM 法対策地域以外のみ走行する車両については届出によって 12 年間、運行規制が猶予されます。	新車から 7 年経過するまでに、次のどちらかを選択しなければなりません。 適合車に買換える。 -知事指定の粒子状物質減少装置を装着する。
	平成元年規制	U-			
	平成 2 年規制	W-			
	平成 6 年規制	KC-			
小型トラック 普通トラック 特種自動車  (並行輸入車も対象。みなし規定は上表のとおり)	平成 10 年規制	KK-	千葉県、神奈川県の PM (粒子状物質) 排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。		
	平成 11 年規制	KL-			
	平成 15 年規制	KR- 他			
	平成 16 年規制	KS- 他			
	平成 17 年規制	PDG- 他			